

南会津森林整備計画新旧対照表 ※改正部分（下線）

現行	改正後（案）								
<p><b>【表題】</b> 南会津森林整備計画 (令和4年度変更) (略)</p> <p><b>【本文】</b> P8 1 樹種別の標準伐期齢 (略) なお、特定苗木などの成長に優れた苗木については、<u>治験</u>や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。 (略)</p> <p>P11 ア 人工造林の樹種別<u>及び仕立ての方法別</u>の植栽本数</p>	<p><b>【表題】</b> 南会津森林整備計画 (令和5年度変更) (略)</p> <p><b>【本文】</b> P8 1 樹種別の標準伐期齢 (略) なお、特定苗木などの成長に優れた苗木については、<u>知見</u>や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。 (略)</p> <p>P10 ア 人工造林の樹種別の植栽本数</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="465 1117 638 1264">樹種</th> <th data-bbox="638 1117 869 1264">仕立ての方法</th> <th data-bbox="869 1117 1261 1264">標準的な植栽本数 (本/ha) <small>注2) 注3)</small></th> <th data-bbox="1261 1117 1693 1264">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="465 1264 638 1356">スギ</td> <td data-bbox="638 1264 869 1356">中仕立て<sup>注1)</sup></td> <td data-bbox="869 1264 1261 1356">2,500</td> <td data-bbox="1261 1264 1693 1356">複層林化を図る場合の樹</td> </tr> </tbody> </table>		樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha) <small>注2) 注3)</small>	備考	スギ	中仕立て <sup>注1)</sup>	2,500	複層林化を図る場合の樹
樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha) <small>注2) 注3)</small>	備考						
スギ	中仕立て <sup>注1)</sup>	2,500	複層林化を図る場合の樹						

カラマツ	中仕立て	2, 500	<p>下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。</p> <p>上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町農林課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。</p> <p>成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木を用いた場合で、コンテナ苗を用いた一貫作業システム等の植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり、従来よりも早期に成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とします。</p>
アカマツ	中仕立て	5, 000	
広葉樹	中仕立て	6, 000	

樹 種	標準的な植栽本数（本/ha） <small>注1)</small>	備 考
ス ギ	1, 500～2, 500	<p>複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。</p>
カラマツ	1, 500～2, 500	
アカマツ	1, 500～5, 000	

広葉樹	1, 500～6, 000	
-----	---------------	--

注1) 間隔を開けて植栽をする方法

注2) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとします。

注3) 標準的な植栽本数ですので、樹種植栽本数は個々の林業経営、地理的条件等により変化します。上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町農林課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

(略)

P20

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

(略)

P21

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

(略)

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林  
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の

注1) 標準的な植栽本数ですので、樹種植栽本数は個々の林業経営、地理的条件等により変化します。上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町農林課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

(略)

P19

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

(略)

P20

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

(略)

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林  
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森

うち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとします。

(略)

P27

林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとします。

(略)

P26

木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	—
--	---	---

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	—
--	---	---

(略)

P33

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとします。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとします。

(略)

P32

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとします。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとします。

(略)

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとします。

(略)

P42

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカモシカを対象鳥獣として、食害や剥皮等の森林被害の防止を図り、森林の伐採後の的確な更新の確保及び造林木の着実な生育を確保し、森林の有する広域的機能の維持を推進します。

(略)

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

###### ① ニホンジカ

ニホンジカの森林被害は、植栽木等幼齢木の食害と成木の剥皮であり、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置のほか、わなによる捕獲を推進することで被害の防止を図ります。また、被害防

(略)

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとします。

(略)

P41

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカモシカを対象鳥獣として、食害や剥皮等の森林被害の防止を図り、森林の伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な生育を確保し、森林の有する広域的機能の維持を推進します。

(略)

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

###### ① ニホンジカ

ニホンジカによる森林被害は、植栽木等幼齢木の食害と成木の剥皮であり、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置のほか、わなによる捕獲を推進することで被害の防止を図ります。また、被

止対策は植林が行われている森林を中心に推進するものとします。

(略)

P44

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林、または森林に接近する土地において火入れをする場合、南会津町火入れに関する条例により実施することし、留意すべき事項は次のとおりです。

(略)

#### 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

(略)

P44

#### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

害防止対策は人工造林を中心に推進するものとします。

(略)

P43

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林、又は森林に接近する土地において火入れをする場合、南会津町火入れに関する条例により実施することし、留意すべき事項は次のとおりです。

(略)

#### 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(略)

P44

#### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）
	択伐による複層林施業を推進すべき森林

施業の区分	施業の方法
造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととする。
保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈、除伐などの保育を適切に行うこととする。 また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
その他	法令などの制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。